

1. 会合名	私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ（第3回）
2. 日 時	平成28年10月5日（水）午前10時00分～午前10時50分
3. 議 案	1. 再発防止策の検討について 2. その他
4. 主な内容	1. 再発防止策の検討について 第2回会合及びその後行われた各社への意見照会結果を踏まえ、事務局において作成した規則案について説明を行い、大要以下のとおり質疑応答が行われた。 なお、本規則案の内容に関しては各社において検討し、次回WGにおいて議論する予定である。 （主な意見等） ・ 新規則の事務局案では、外国証券売出しについても、この規則の適用対象となるように見えるが、除外してもよいのではないか。 ⇒ 適用対象とすることは考えていないので、事務局において再度検討することとしたい。（事務局） ・ 信託銀行が発行する「信託社債」があるが、「銀行」が発行者となるため、本規則の審査の対象外との理解でよい。 ⇒ ご認識のとおりである。（事務局） ・ 勧誘開始基準に関して、投資勧誘規則改正案のA案の書き振りだと私募等の取扱い等に限られず、社債券の販売のすべてが該当してしまうのではない。 ⇒ ご指摘のとおり、「第2条第1号が規定する」という書き振りでは社債券の販売の全てが該当してしまうので、私募等の取扱い等を行った社債券等に限定するよう修正する。（事務局） ・ 本ワーキングの進め方に関して、各社で意見が分かれているものについては、事務局による整理の中でどのように評価されたのか、フィードバックをいただくか、あるいは個別に確認させていただきたい。 ⇒ 各社から様々な意見をいただき、事務局内で内容を確認しているが、本日の会合の開催にあたっては、まずは規則案の提示に注力させていただいた。規則案の作成にあたっては、本WGにおける議論の前提である今般の私募債関連事案の再発を防止するために、故意あるいは無知による事故を防げるよ

	う、意図せず適用除外になってしまう商品がないよう保守的な考えを採用している。現状、いただいた意見に対する考え方を示すことやフィードバックをすぐに示すことは難しいが、今後行う予定の意見照会と併せて、今回いただいた意見についても何らかの形で考え方の提示を行いたい。 いただいた意見を基にして規則案を作成しているつもりであるが、適切に規則の対象あるいは対象外を定められているか、各社内で検討していただきたい。（事務局） 例えば、本規則の対象顧客について、特定投資家を除くか、適格機関投資家のみを除くか意見が分かれたが、事務局案では適格機関投資家のみを適用除外とした。この問題を考える上で、金商法やそれに関連する議論の中で、適格機関投資家と特定投資家の規定の趣旨を調べた。開示規制に関しては適格機関投資家のみが対象外なのに対し、説明義務に関しては特定投資家が対象外となっているようである。そのため、本規則は情報開示の点に重きが置かれているので、開示規制と同様の考え方をもって保守的に適格機関投資家のみを適用除外としている。一方、勧誘開始基準に関しては、説明義務と同様の観点から、特定投資家を対象外とするように整理を行った。（事務局） 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）